

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

2019 年 6 月 27 日

和歌山県知事
仁坂吉伸 殿

提出者 関西電力株式会社 海南発電所

住 所 和歌山県海南市船尾字中浜260番地96

氏 名 海南発電所 所長 工藤 徳宏
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 073-482-6153

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	関西電力株式会社 海南発電所
事業場の所在地	和歌山県 海南市船尾字中浜260番地96
計画期間	2019年4月1日～2020年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	電気業 [3311]
② 事業の規模	発電電力量(平成30年度) 51,263 (MWh)
③ 従業員数	74人
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙-1のとおり



特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙-2のとおり

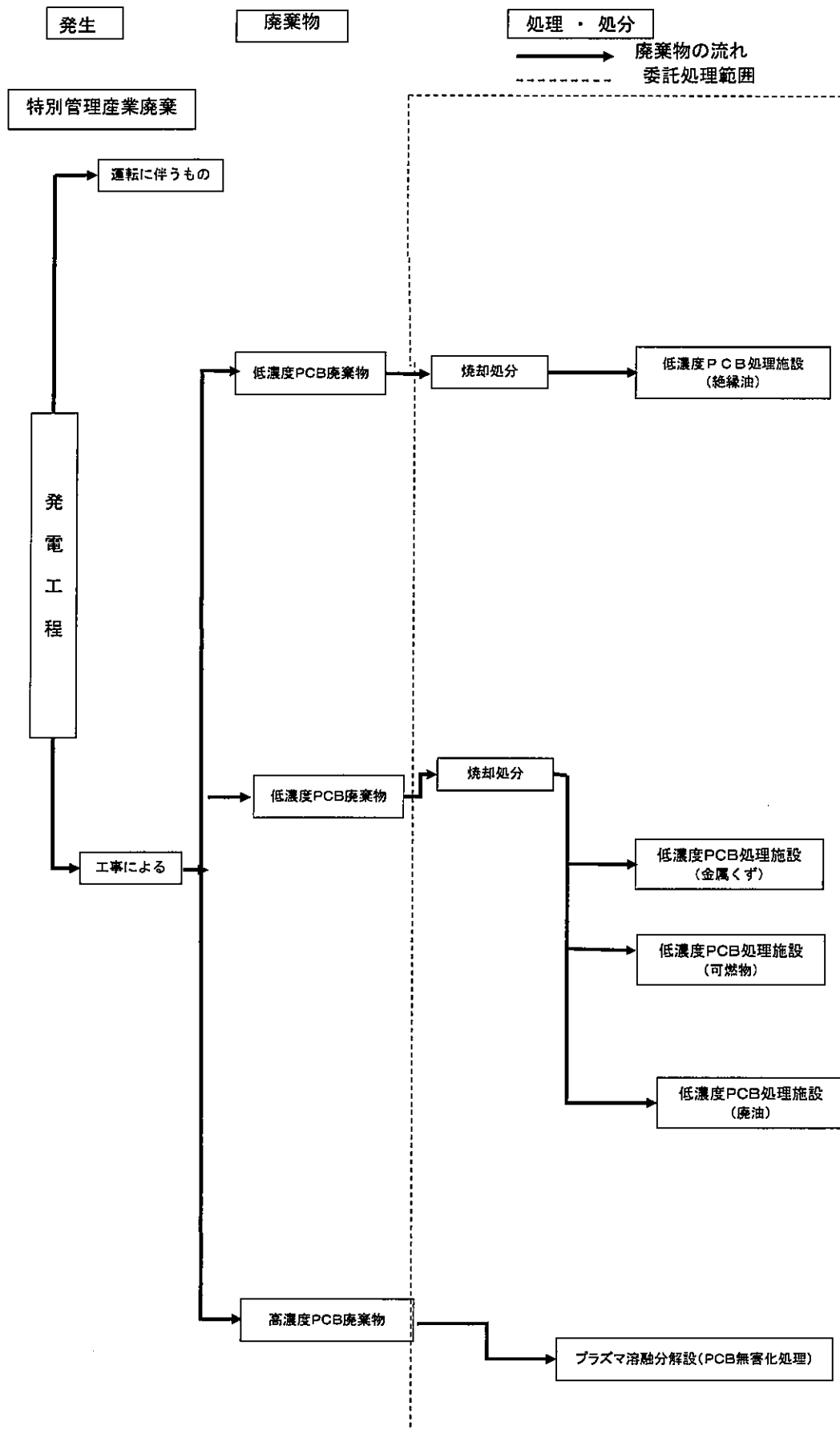
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度(平成 30年度)実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	P C B 廃棄物	
	排 出 量	301 t	t
	(これまでに実施した取組) 発電所の廃止に伴い、構内に保有するP C B 廃棄物の全量処分を目指して取り組んでおり、計画的な排出の抑制は困難な状況である。 P C B 廃棄物については、処分先と調整し、可能なものから順次処分を実施している。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	P C B 廃棄物	
	排 出 量	2284 t	t
	(今後実施する予定の取組) これまでに実施した取組を継続する。		

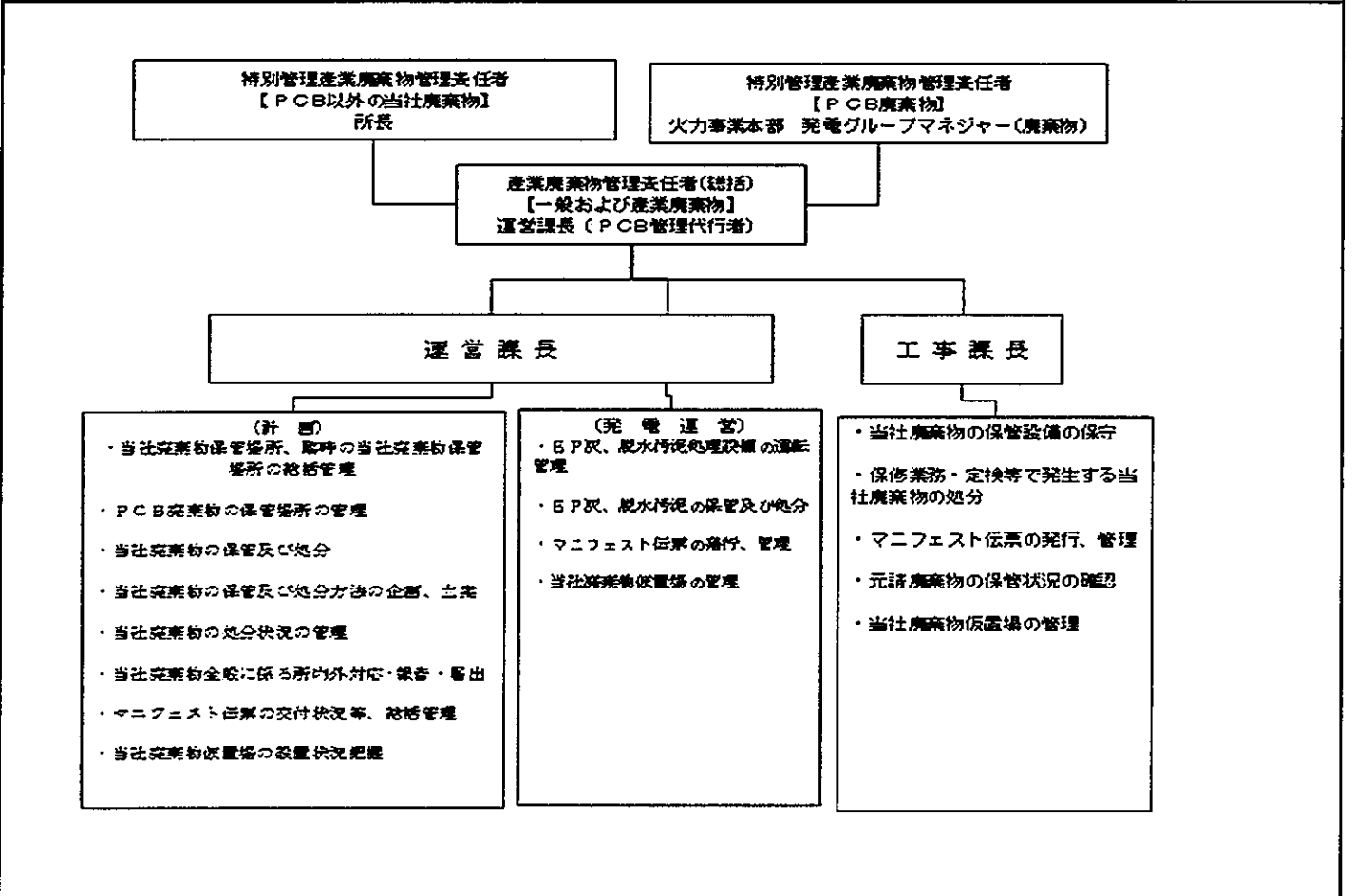
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) P C B 廃棄物については、発生都度を行うとともに、構内に保管する場合は、区画された専用の保管場所へ搬入している。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) これまでに実施した取組を継続する。

特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程



	廃棄物管理責任者（統括）	海南発電所 運営課長 長尾 浩司
	特別管理産業廃棄物管理責任者（PCB以外の廃棄物）	海南発電所 所長 工藤 徳宏
	特別管理産業廃棄物管理責任者（PCB廃棄物）	火力事業本部 発電グループマネジャー 小藪 且
役割	廃棄物管理責任者（統括）	廃棄物に関する統括的な管理業務の責任者
	特別管理産業廃棄物管理責任者（PCB以外の廃棄物）	PCB以外（廃油・廃酸・廃アルカリ・廃石綿等）の特別管理産業廃棄物に関する管理業務の責任者（廃掃法：第12条の2第8項、9項に基づく）
	特別管理産業廃棄物管理責任者（PCB廃棄物）	PCB（廃PCB等（廃油）・PCB汚染物・PCB処理物）の特別管理産業廃棄物に関する管理業務の責任者（廃掃法：第12条の2第8項、9項に基づく）
	一般廃棄物管理担当課（運営課（庶務））	○一般廃棄物（くらげ汚泥、塵芥、貝類は除く）の処理に関する処理状況把握、処理計画を作成する。
	産業廃棄物管理担当課（運営課（計画））	○産業廃棄物と特別管理産業廃棄物（PCB含む）および一般廃棄物（くらげ汚泥、塵芥、貝類）の保管および処理方法の企画・立案等の管理。 ○廃棄物全般にかかる所内外対応・報告・届出等の管理。



(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（平成 30 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	P C B 廃棄物	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
自ら直接再生利用、自ら中間処理した後再生利用は行わない。			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	P C B 廃棄物	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら直接再生利用、自ら中間処理した後再生利用は行わない。			

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 30 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	P C B 廃棄物	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
(これまでに実施した取組)			
自ら中間処理は行わない。			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	P C B 廃棄物	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
(今後実施する予定の取組)			
自らの中間処理は実施しない。			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（平成 30 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	P C B 廃棄物	
	自ら埋立処分を行なった特別管理産業廃棄物の量	0	t
	（これまでに実施した取組） 自ら埋立処理は実施しない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	P C B 廃棄物	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0	t
	（今後実施する予定の取組） 自ら埋立処理は実施しない。		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（平成 30 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	P C B 廃棄物	
	全処理委託量	301	t
	優良認定処理業者への処理委託量	0	t
	再生利用業者への処理委託量	301	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0	t
	（これまでに実施した取組） 委託基準に従って、特別管理産業廃棄物（高濃度P C B、低濃度P C B）を委託出来る業者を指定し、書面による契約を実施している。		

②計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	P C B 廃棄物		
	全 処 理 委 託 量	2284	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	0	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	2284	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	0	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	0	t	t
	(今後実施する予定の取組)			
<p>低濃度P C B 廃棄物は国が認定する処理会社へ委託し、高濃度P C B 廃棄物は中間貯蔵・環境安全事業㈱に処理する。</p> <p>委託処理業者には定期的に現地確認を実施する。</p>				
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度(平成 30 年度)実績】			
	特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	301 t		
(今後実施する予定の取組)				
<p>今後も、電子マニフェスト推進にあたり収集運搬・処分会社の委託先は、電子マニフェスト対応業者で処理することを推進する。</p>				
※事務処理欄				

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

特別管理産業廃棄物処理実績 (平成30年度)

産業廃棄物の種類	目標値		実績値		目標値		実績値		目標値		実績値		目標値		実績値		目標値		実績値		目標値		実績値	
	※1	PCB																						
排出量		30t																						
自ら再生利用する量		0t																						
自ら熱回収する量		0t																						
自ら中間処理による減量		0t																						
自ら埋立処分又は海洋投棄入処分する量		0t																						
全処理委託量		30t																						
優良認定処理業者への委託		0t																						
再生利用業者への委託		30t																						
認定熱回収業者への委託		0t																						
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への委託		0t																						

注) 実績値は1t未満を四捨五入して表示 (廃アルカリは除く)。
 ※1 平成29年度は、特管理産業廃棄物処理実績量が50t以下のため、処理計画書の届出基準の該当せず。

